

管理職への任用状況等について(令和3年度)

1. 管理職への任用に関する状況(令和3年10月1日時点)

(1) 管理職員数及び割合

試験区分		I 種試験等		II 種試験等		III 種試験等		その他		合計	
		人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性
室長級	人数(人)	104	21	32	2	28	0	16	7	180	30
	割合	57.8%	20.2%	17.8%	6.3%	15.6%	0.0%	8.9%	43.8%	100%	16.7%
課長級	人数(人)	101	10	6	0	7	0	16	3	130	13
	割合	77.7%	9.9%	4.6%	0.0%	5.4%	0.0%	12.3%	18.8%	100%	10.0%

(注)1 「管理職」とは、国家公務員法第34条第1項第7号に規定する官職であり、幹部職員の任用等に関する政令第2条第1項に掲げる各機関(いわゆる本府省)に属する一般職の国家公務員に係る官職であつて、職制上の段階が「室長級」又は「課長級」の官職をいう。また、「管理職員」とは、管理職の官職を占める職員をいう。専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員については対象外。以下同じ。

2 「I 種試験等」とは、国家公務員採用 I 種試験、その他 I 種試験に準ずる試験をいう。以下同じ。

3 「II 種試験等」とは、国家公務員採用 II 種試験、法務教官採用試験、外務専門職採用試験、国税専門官採用試験、労働基準監督官採用試験、その他 II 種試験に準ずる試験をいう。以下同じ。

4 「III 種試験等」とは、国家公務員採用 III 種試験、皇宮護衛官採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験、その他 III 種試験に準ずる試験をいう。以下同じ。

5 「その他」とは、選考採用などをいう。以下同じ。

6 女性の割合は、採用試験別の人数に対する割合を表す。以下同じ。

7 割合については、小数第二位で四捨五入しているため、それぞれの合計の数字と合わないことがある。以下同じ。

(2) 管理職員の府省間人事交流の実施状況

	採用府省以外の府省 での勤務者数 (他府省への出向数)			採用府省以外の府省 からの勤務者数 (他府省からの出向数)		
	室長級	課長級	合計	室長級	課長級	合計
合計(人)	29	46	75	9	5	14

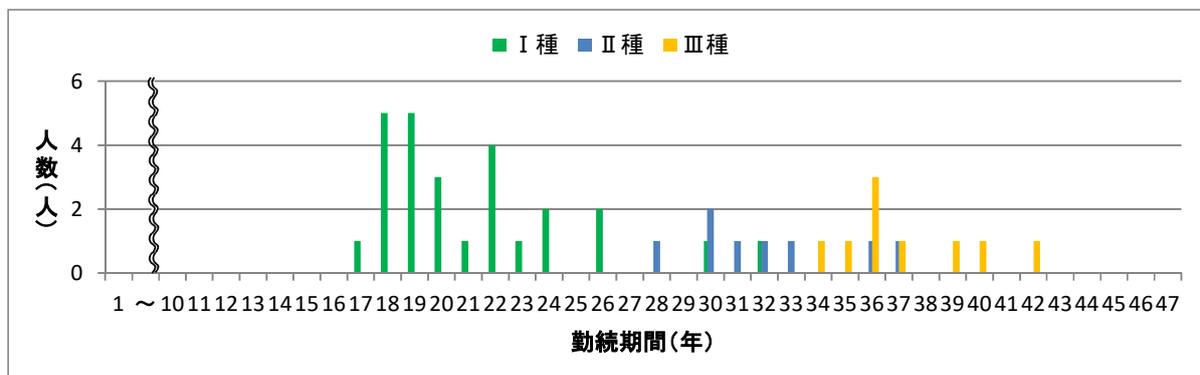
2. 本府省室長級又は課長級の官職に初めて任用された者についての状況(令和2年10月2日～令和3年10月1日)

(1) 本府省室長級又は課長級の官職に初めて任用された職員の採用試験の種類及び勤続年数

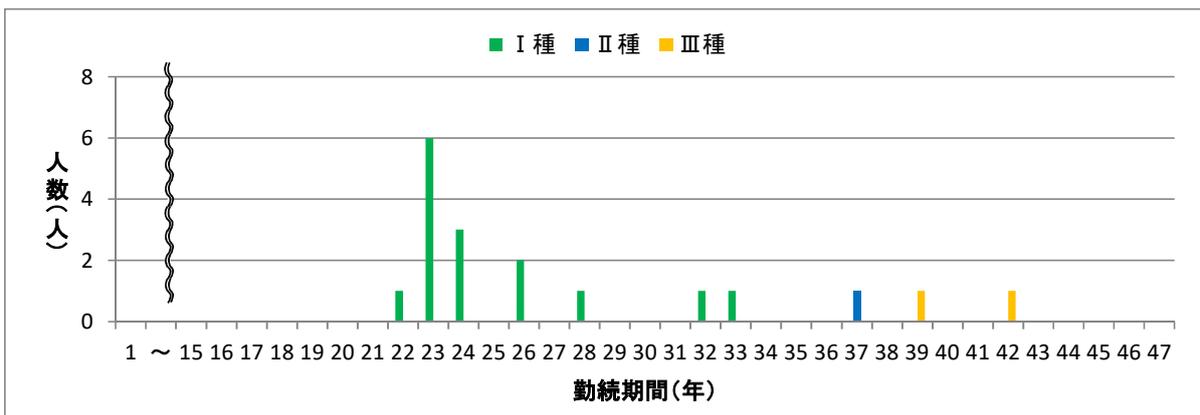
イ 本府省室長級又は課長級の官職に任用されたことのない職員のうち、初めて本府省室長級又は課長級の官職に任用された職員数及び割合

試験区分		I 種試験等		II 種試験等		III 種試験等		その他		合計	
		人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性
室長級	人数(人)	26	4	8	0	9	0	4	4	47	8
	割合	55.3%	15.4%	17.0%	0.0%	19.1%	0.0%	8.5%	100.0%	100%	17.0%
課長級	人数(人)	15	0	1	0	2	0	5	1	23	1
	割合	65.2%	0.0%	4.3%	0.0%	8.7%	0.0%	21.7%	20.0%	100%	4.3%

ロ 本府省室長級の官職に初めて任用された職員についての採用から当該任用までに要した勤続年数



ハ 本府省課長級の官職に初めて任用された職員についての採用から当該任用までに要した勤続年数



(2) 本府省室長級又は課長級の官職に初めて任用された職員の出向経験
(単位:人)

出向回数	0回	1回	2回以上
室長級	13	15	19
課長級	2	3	18

(注)「出向」には、他府省、地方公共団体、民間企業等が含まれる。

3. 採用年次、採用試験の種類等にとらわれない人事運用を行った取組例(本府省以外も含む)
(令和2年10月2日～令和3年10月1日)

(1) 幹部職及び管理職の取組事例

事例		幹部職(相当職含む)	管理職(相当職含む)
極めて優れた能力を有すると認められる職員を速やかに昇任させた事例(採用年次にとらわれない早期登用)	具体的事例	大臣官房公文書監理官への登用	
採用試験の職種や種類にとらわれない登用	具体的事例		大臣官房参事官(情報化担当)にI種試験技術系区分から採用した職員を登用
民間人材等の採用・登用	具体的事例		国立保健医療科学院の統括研究官、及び健康危機管理研究部長に選考採用

(2)(1)の事例以外(課長補佐、係長以下(それぞれ相当職を含む))の取組事例

該当なし

4. 採用(選考を含む)の状況(令和2年10月2日～令和3年10月1日)

(1) 採用職員数

(単位:人)

総数	うち女性
2199	1074

(2) 選考によって新たに採用した者のうち、公募手続を経て採用した者の状況

(単位:人)

選考によって新たに採用した者						
	うち女性		うち公募手続を経て採用した者			
	(割合)		(割合)	うち女性	(割合)	
849	540	63.6%	810	95.4%	514	63.5%

(注)「選考によって新たに採用をした者」とは、一般職の常勤職員に係る選考採用のうち、特別職・地方公共団体等からの選考採用、かつて職員であった者の選考採用又は人事交流の一環として行われる選考採用を除いたものをいう。

(3) 選考採用者のうち公募手続を経ずに採用した者について、公募手続を行わなかった具体的な理由

<p>【検疫所、地方厚生(支)局】 産前・産後休暇を取得する職員の代替職員として採用された任期付職員を、引き続き、育児休業法の規定に基づく任期付職員として採用したため。</p> <p>【地方厚生(支)局】 ・指導医療官は、医療に関する知識・経験の他、その職務の性質上高い資質等が求められるため。</p>

(4) 職位ごとの選考によって新たに採用した者の人数

(単位:人)

幹部職(相当職含む)		管理職(相当職含む)		課長補佐(相当職含む)		係長(相当職含む)以下	
	うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
0	0	3	0	69	25	777	515

(5) 選考採用により管理職(相当職含む。)以上の官職に採用した者の官職等

<p>国立保健医療科学院 統括研究官 国立保健医療科学院 健康危機管理研究部長</p>
